

新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業・設備整備事業）

今般、国において、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応できるよう、都道府県と医療措置協定を締結する医療機関に対し、感染症対応に係る施設・設備整備への補助制度が創設されました。

このため、協定締結医療機関を対象とする補助事業を以下のとおり実施しますので、補助事業の活用を検討される場合は、令和6年5月10日（金）までに書類提出（提出方法は3ページ参照）をお願いします。

1 事業内容・提出書類

（1）「病床確保」の協定を締結する医療機関への補助

補助対象		上限額	補助率	提出書類
施設整備	○病室の感染対策に係る整備 個室の整備（付属設備の整備を含む） 等	1 室当たり 14, 546, 000 円	国 1/3 県 1/3 医療機関 1/3	・ 施設整備事業費内訳書（様式 2） ・ 施設整備事業計画書（様式 3-16） ・ 見積書及び図面の写し
	○病棟等の感染対策に係る整備 可動式パーテーションの設置・病棟入口の扉の設置、 病棟のゾーニングを行うための改修 等	1 m ² 当たり 239, 300 円	国 1/2 県 1/2	
	○个人防护具保管施設の整備 保管庫の設置・保管スペース確保のための建物改修 等	1 m ² 当たり 239, 300 円		
設備整備	○簡易陰圧装置	1 床当たり 4, 320, 000 円	国 1/2 県 1/2	・ 設備整備事業概要（様式 1-21） ・ 見積書等の写し（購入する物品の数・単価・詳細がわかる資料の写しやカタログ等）
	○検査機器（ PCR検査装置のみ ） ※次ページ【留意事項】を参照	1 台当たり 9, 350, 000 円		
	○簡易ベッド	1 台当たり 51, 400 円		

(2)「発熱外来」の協定を締結する医療機関

補助対象		上限額	補助率	提出書類
施設整備	○個人防護具保管施設の整備 保管庫の設置・保管スペース確保のための建物改修 等	1 m ² 当たり 239,300 円	国 1/2 県 1/2	- 施設整備事業費内訳書（様式 2） - 施設整備事業計画書（様式 3-16） - 見積書及び図面の写し - 設備整備事業概要（様式 1-21） - 見積書等の写し（購入する物品の数・単価・詳細がわかる資料の写しやカタログ等）
	○検査機器（ PCR検査装置のみ ） ※下記【留意事項】を参照	1 台当たり 9,350,000 円		
設備整備	○簡易ベッド	1 台当たり 51,400 円		
	○HEPA フィルター付き空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る)	1 施設当たり 905,000 円		

(3)「自宅療養者等への医療提供」の協定を締結する医療機関

補助対象		上限額	補助率	提出書類
施設整備	○個人防護具保管施設の整備 保管庫の設置・保管スペース確保のための建物改修 等	1 m ² 当たり 239,300 円	国 1/2 県 1/2	- 施設整備事業費内訳書（様式 2） - 施設整備事業計画書（様式 3-16） - 見積書及び図面の写し

【留意事項】

全 般

- 本事業は、県との協定締結が要件となり、事前調査への回答が必要となりますので、県ホームページから事前調査への回答をお願いします。
- ※ 既に事前調査に回答いただいた医療機関は回答不要です
- 補助金の交付には、県からの内示前に着手（入札・契約・着工等）しないこと、令和 6 年度（令和 7 年 3 月末）内の事業完了が要件となります。

補助対象

- 本事業の対象は、協定に関係する施設・設備のみとなります。
- 設備整備は、新規購入・増設の場合は補助対象、更新は補助対象外となります。
- 個人防護具保管施設の整備は、「病床確保」「発熱外来」「自宅療養者等への医療提供」のいずれかの協定に加え、「個人防護具の備蓄」についても協定を締結する医療機関が補助対象となります。
- 検査機器は、PCR法以外（LAMP法、NEAR法等）の検査装置は対象外となります。

2 提出方法

県ホームページから、様式をダウンロードの上、「ふくおか電子申請サービス」より書類の提出をお願いします。

➤ **新興感染症対応力強化事業（病院・診療所）【県ホームページ】**

ページ内の（３）ふくおか電子申請サービスよりご提出をお願いします。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/iryousotikyouteihojyo.html>



3 提出期限 令和6年5月10日（金）

4 補助事業の流れ（イメージ） ※内示の時期、交付申請書の提出時期は大きく変動することがあります。

